

麻薬等の適正管理について

福岡県保健医療介護部
薬務課麻薬係

令和7年度麻薬小売業者研修会資料

本日の内容

1. 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の取扱い

- ① まず初めに
- ② 譲り受け・譲り渡し
- ③ 保管・管理
- ④ 処方箋応需・調剤
- ⑤ 患者からの返納・廃棄
- ⑥ 事故

参考資料ご紹介

2. 薬物乱用防止対策のご紹介

① まず初めに

麻薬及び向精神薬取締法

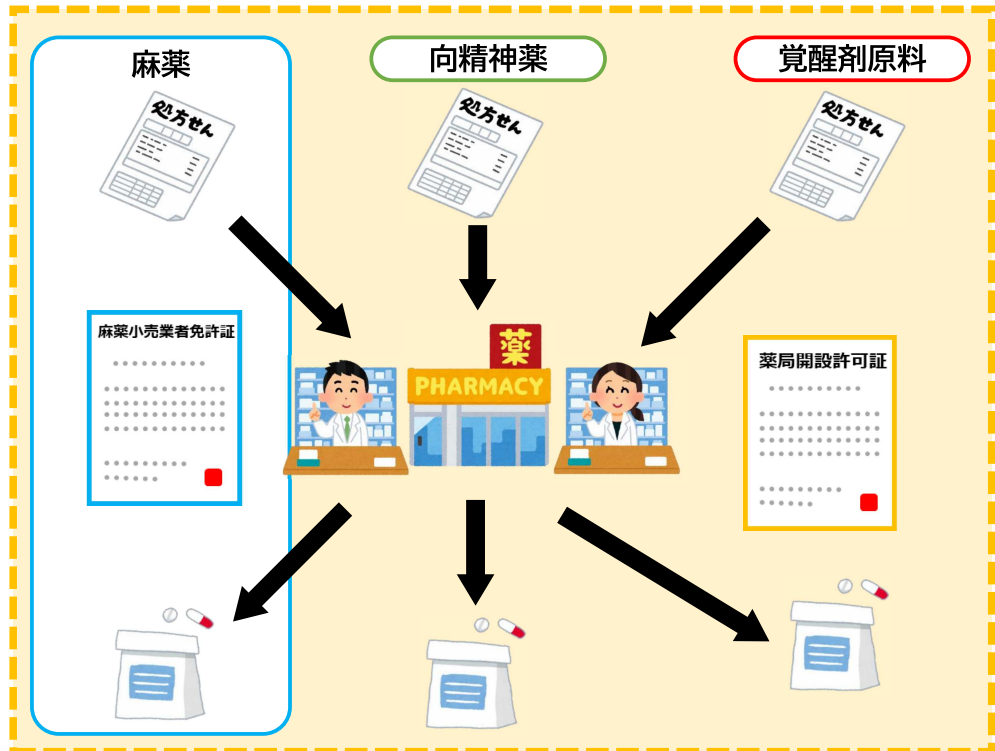
目的（法第1条）

麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

覚醒剤取締法

目的（法第1条）

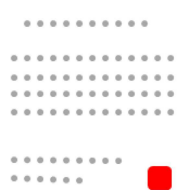
この法律は、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締りを行うことを目的とする。



薬局における麻薬等を取り扱うライセンス

向精神薬

薬局開設許可証



（向精神薬小売業者とは）都道府県知事の免許を受けて、向精神薬を記載した処方箋（以下「向精神薬処方箋」という。）により調剤された向精神薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

薬局開設者は、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなす。

覚醒剤原料

次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

（法第30条の9一部抜粋）

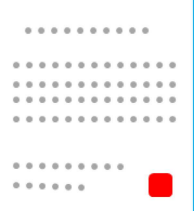
- 薬局開設者が、薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合



向精神薬処方箋や覚醒剤原料に係る処方箋により調剤された向精神薬・覚醒剤原料を患者へ譲り渡すには『薬局開設許可』が必要

麻薬

麻薬小売業者免許証



（麻薬小売業者とは）都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。



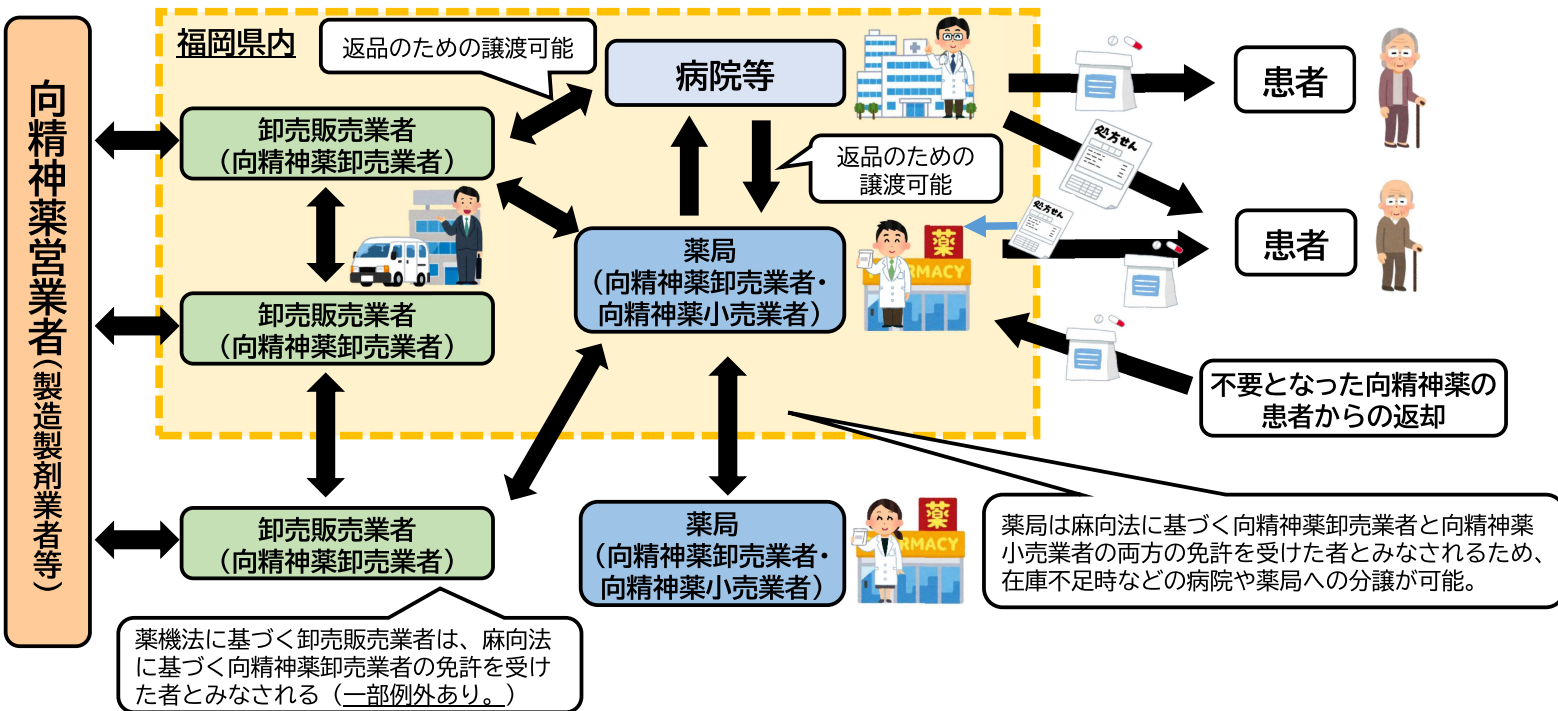
麻薬処方箋により調剤された麻薬を患者へ譲り渡すには『薬局開設許可』に加え『麻薬小売業者免許』が必要

Fukuoka Prefecture



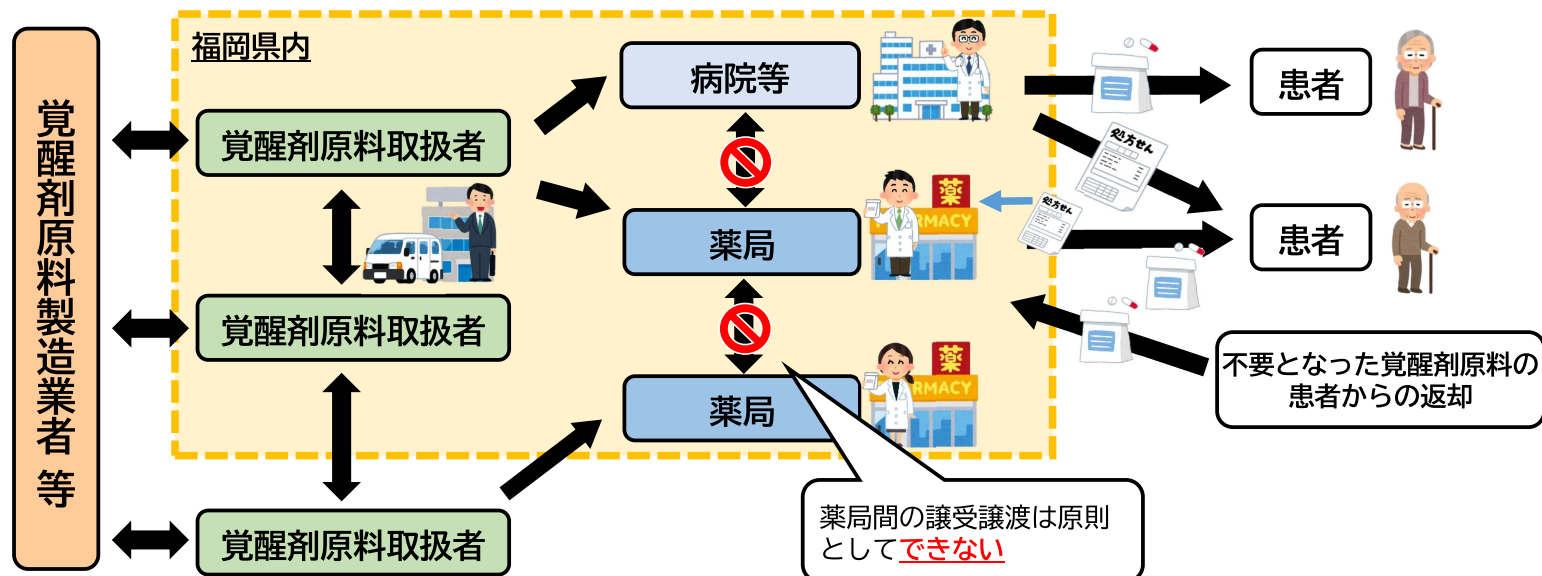
-
- 福岡県内
- 麻薬元卸売業者等
- 麻薬卸売業者
- 麻薬卸売業者
- 麻薬卸売業者
- 麻薬診療施設
- 麻薬小売業者
- 麻薬小売業者
- 患者
- 患者
- 不要となった麻薬の患者からの返却
- 同一県内の麻薬卸売業者や麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者にしか譲渡できない
- 事前に福岡県知事の『麻薬小売業者間譲渡許可』を受けた麻薬小売業者間でのみ一定要件の下、譲渡が可能

向精神薬の譲渡・譲受の流れ



覚醒剤原料の譲渡・譲受の流れ

- 覚醒剤原料の流れも麻薬と同様、**原則として一方通行**です。他の医療機関・薬局等との譲渡・譲受は原則としてできません。
- 業務廃止時に残っている覚醒剤原料の譲受譲渡のほか、以下の経路以外の流通は、その都度、厚生労働大臣の許可が必要となります（例：自主回収、治験）。



譲受(卸売業者からの仕入)

麻薬

麻薬卸売業者

福岡県内の
事業者のみ

向精神薬

卸売販売業者
(向精神薬卸売業者)

覚醒剤原料

覚醒剤原料取扱者

麻薬譲受証

麻薬譲渡証

覚醒剤原料譲受証

覚醒剤原料譲渡証

麻薬小売業者

薬局
(向精神薬小売業者)

薬局

- **麻薬** **覚醒剤原料** は、あらかじめ譲受証を交付するか、麻薬・覚醒剤原料を譲り受ける際に譲渡証と交換で譲受証を交付して譲り受けてください。
※ **向精神薬** の取引の際には証書の交換に関する法令上の規定はありません。
- 譲受の際は、受入確認を行ってください。
(譲渡証と現物との一致、証紙による封緘、譲渡証の記載事項・押印、麻薬等の破損の有無など)
- 譲渡証は麻薬等の譲受の日から **2年間** 保管してください。

麻薬譲受証(R6.12.12～新様式)

代表者職名・氏名も記載		麻薬譲受証		〇年〇月〇日	
譲受人の免許証の番	第 20000 号	譲受人の免許の種類	麻薬小売業者		
譲受人の氏名(法人にあっては、名称)	株式会社 県庁薬局		代表取締役	県庁 太郎	
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏名	氏名	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地	福岡市博多区東公園 7 番 7 号			
	名称	県庁薬局 県庁内店			
品名	容量	筒数	数量	備考	
オキノーム散2.5mg	30包	2	60包		
MSコンチン錠10mg	100錠	1	100錠		

譲受証を交付する日
(注文年月日)

法人代表者印 又は
麻薬専用印(覚醒剤
原料と兼用可)

使用しない欄には斜線

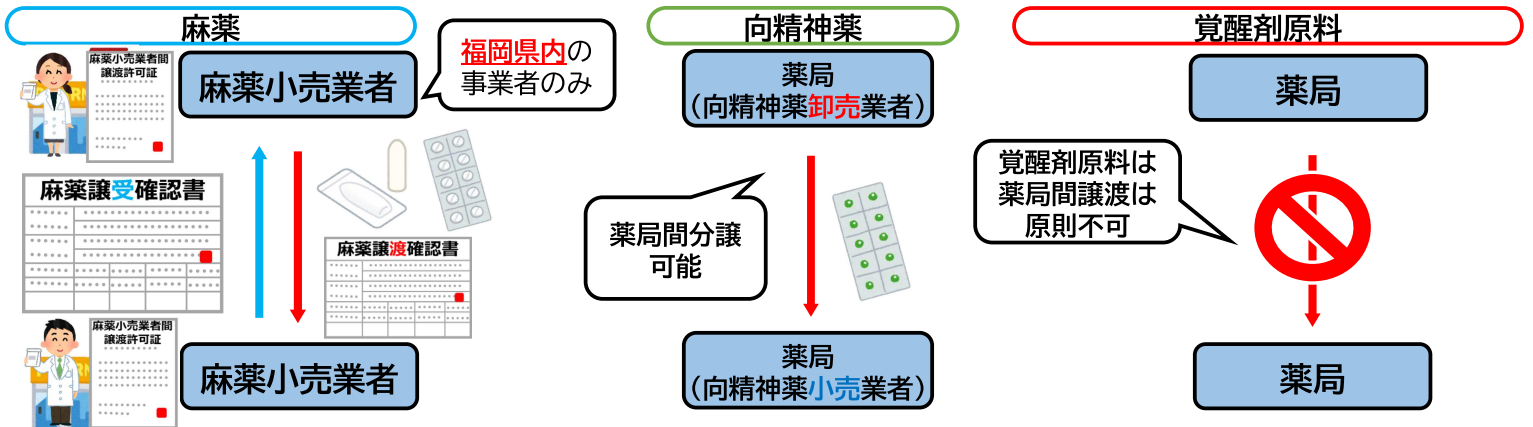
麻薬譲受証は、薬局の責任で
作成してください(卸売販売
業者に作成させない)。

余白は斜線又は
「以下余白」と記載

※ 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、令和6年12月12日から麻薬譲受証の様式が変更されています。
麻薬卸売業者から麻薬を購入する場合は、**新様式**をご使用ください。

- 帳簿は、品名・剤型・規格別に帳票を作成してください。
- 譲受の都度記載してください。
- 年月日は譲渡証に記載された年月日を記載してください。譲渡証に記載された年月日と納品日が異なる場合は、備考欄に納品日を記載してください。
- 帳簿は、最終記載日から **2年間** 保管する必要があります。

譲渡・譲受(小売業者間譲渡)



- **麻薬** の麻薬小売業者間譲渡は、あらかじめ麻薬を譲受譲渡する旨の許可（麻薬小売業者間譲渡許可）申請を共同で行い、許可を受けた麻薬小売業者（グループ）間で行う。
- 譲渡できるのは、『在庫不足で調剤できない場合（**在庫不足**：施行規則第9条の2第1項第1号**イ**）』か『麻薬卸売業者から譲り受けてから90日以上譲受譲渡（調剤）していない場合（**90日ルール**：施行規則第9条の2第1項第1号**ロ**）』のみ。
- 麻薬譲受確認書を交付するか、麻薬を譲り受ける際に麻薬譲渡確認書と交換で麻薬譲受確認書を交付して譲り受ける。在庫不足による譲渡の場合は、併せて、**在庫不足に係る麻薬処方箋の写し**を譲渡側に交付する。
※90日ルールによる譲渡の場合は、最終の譲受譲渡から90日以上経過していることがわかる書類を添付することが望ましい（後述）。
- 麻薬譲渡確認書は麻薬等の譲受の日から **2年間** 保管してください。
- 麻薬の運搬は薬剤師や管理薬剤師の管理の下、業務に従事する者が運搬する。

参考_麻薬小売業者間譲渡許可について

【概要】

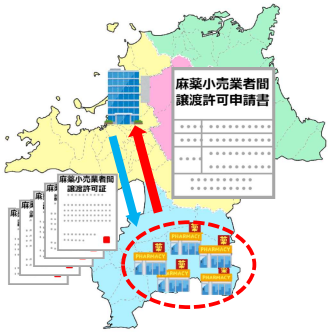
- 複数の麻薬小売業者による **一定の要件** に基づく麻薬の小売業者間（薬局間）譲渡をしようとする場合、**あらかじめ共同して麻薬小売業者間譲渡許可を申請し、許可を受ける必要がある。**
- 令和4年4月1日から、医療用麻薬の適切・円滑な患者への提供を目的として、制度が一部改正された。

【改正概要】

	改正前	改正後
誰に譲渡できる？	共同して申請し、許可を受けた県内に所在する他の麻薬小売業者（グループ）	※変更なし
どんな時にどんな麻薬を譲渡できる？	① 他の麻薬小売業者が、在庫不足で応需した麻薬処方箋に基づく調剤ができない場合に不足している麻薬を不足している分のみ補うとき（在庫不足）	① //（在庫不足） 【施行規則第9条の2第1項第1号 イ 】 ② 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬（一部を調剤等した場合はその残部）が『譲り受けたとき』『調剤し交付したとき』『小売業者間譲渡したとき』の一番最後の日から90日間不動在庫となった場合にその麻薬を譲渡するとき（90日ルール） 【施行規則第9条の2第1項第1号 ロ 】

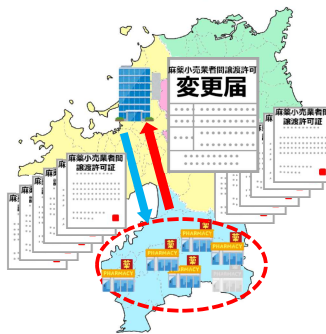
参考_麻薬小売業者間譲渡許可の手続き

小売業者間譲渡許可のグループを作るとき



- 小売業者間譲渡を行おうとする他の麻薬小売業者と共同で**許可申請書**を作成（代表者を設置する場合）
- 共同で申請する全ての麻薬小売業者免許証の写しなどを添付して、福岡県庁薬務課へ申請（持参or郵送）
- 許可証は申請代表者等へ郵送(※)又は県庁にて手交
※申請時に返信用レターパックなどを同封している場合

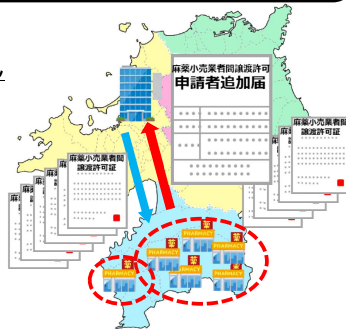
グループから麻薬小売業者が抜けるとき



- 麻薬小売業者免許廃止 や 小売間譲渡をしなくなる などの場合、共同で許可を受けている全麻薬小売業者（代表者を設置している場合、代表者のみ）が共同で**変更届**を作成
- グループ内の全麻薬小売業者の譲渡許可証（原本）などを添付して申請
- 申請先等は許可申請と同じ

グループに別の麻薬小売業者を追加するとき

- 共同で許可を受けている全麻薬小売業者（許可申請時に代表者を設置している場合、代表者のみ）と加わろうとする麻薬小売業者とが共同で**申請者追加届**を作成
- グループ内の全麻薬小売業者の譲渡許可証（原本）などを添付して申請
- 申請先等は許可申請と同じ



麻薬小売業者の氏名・住所などが変わったとき

- 麻薬小売業者の氏名・住所 や 麻薬業務所（薬局）名称 が変わった時は、上記と同様、**変更届**を作成、提出する

その他

- グループ自体を閉じる（グループ内の全麻薬小売業者がグループ内で小売間譲渡をしないこととする 等）場合は、**返納届**を作成、提出する

参考_申請書等によくある間違い

別記第10号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在籍量の不足のため麻薬地方せんにより譲渡することができない場合において、当該不足分を補填する必要があると認めるとき又は麻薬小売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬小売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第32項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日		所在地	名称
①	麻薬業務所		
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	
②	麻薬業務所		
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	
③	麻薬業務所		
	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）	
代表者の氏名（法人にあつては、名称）			
備 考		申請担当者氏名 : 連絡先 : tel	

麻薬小売業者を代表する者（代表者）を置く場合は、**代表する麻薬業務所の名称と、代表者の氏名を記載してください。**
※代表者を設置しない場合は、代表者の氏名欄に斜線を引いてください。

別記第10号の3様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日		年 月 日	許可番号
変更前	麻薬業務所	所在地	
	名称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
変更後	麻薬業務所	所在地	
	名称		
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
氏名		法人にあつては、名称	
変更・免許の年月日及びその年月日			
☐ 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。			
年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
②麻薬業務所名称			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては、名称）			
福岡県知事			
(注意)			

代表者を設置していない場合は**チェック不要**です。
代表者のみが届出を行う場合のみ、**チェック**を入れてください。

【代表者を設置している場合 の記載方法】

- ①代表者の麻薬業務所の名称及び開設者の住所・氏名
※他の業務所名称等は記載不要

【代表者を設置していない場合 の記載方法】

- ・現在許可を受けている全ての麻薬業務所（削除となる業務所を含む）の名称及び開設者の住所・氏名欄が不足する場合、届出書別紙を使用してください。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 届出書欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

麻薬の小売業者間譲渡について(例示)



麻薬卸売業者

麻薬小売業者

麻薬小売業者

在庫不足の場合 ①

- 在庫が不足している麻薬に係る麻薬処方箋を応需
- あらかじめ麻薬小売業者間譲渡許可を共同で受けていた他の麻薬小売業者に問い合わせたところ、麻薬卸売業者から譲受した当該麻薬の在庫を保管
- 麻薬譲受確認書及び麻薬処方箋のコピーを作成し、麻薬小売業者と麻薬譲渡確認書と交換し、現物を確認の上で譲受

譲渡譲受可



麻薬小売業者

麻薬小売業者

麻薬小売業者

在庫不足の場合 ②

- 在庫が不足している麻薬に係る麻薬処方箋を応需
- あらかじめ麻薬小売業者間譲渡許可を共同で受けていた他の麻薬小売業者に問い合わせたところ、他の麻薬小売業者から小売業者間譲渡された麻薬(90日ルール)を保管
- 麻薬譲受確認書及び麻薬処方箋のコピーを作成し、麻薬小売業者と麻薬譲渡確認書と交換し、現物を確認の上で譲受

譲渡譲受可 (在庫不足による譲受譲渡される麻薬は90日ルールのもので可)



麻薬の小売業者間譲渡について(例示)



麻薬卸売業者

麻薬小売業者

麻薬小売業者

90日ルールの場合 ①

- 麻薬卸売業者から麻薬を譲受後、45日目に麻薬処方箋を応需し、譲り受けた麻薬の一部を調剤し交付
- 麻薬卸売業者からその麻薬を譲受後、90日以上経過した麻薬の残部(同一販売名・同一規格の複数ロット)の分譲を検討
- あらかじめ麻薬小売業者間譲渡許可を共同で受けていた他の麻薬小売業者に相談したところ、当該麻薬小売業者で当該麻薬の動きがあり、譲受を了承
- 麻薬譲渡確認書を作成し、麻薬小売業者と麻薬譲受確認書と交換し、現物を確認の上で譲渡

譲渡譲受不可(調剤後90日経過していない)



麻薬小売業者

麻薬小売業者

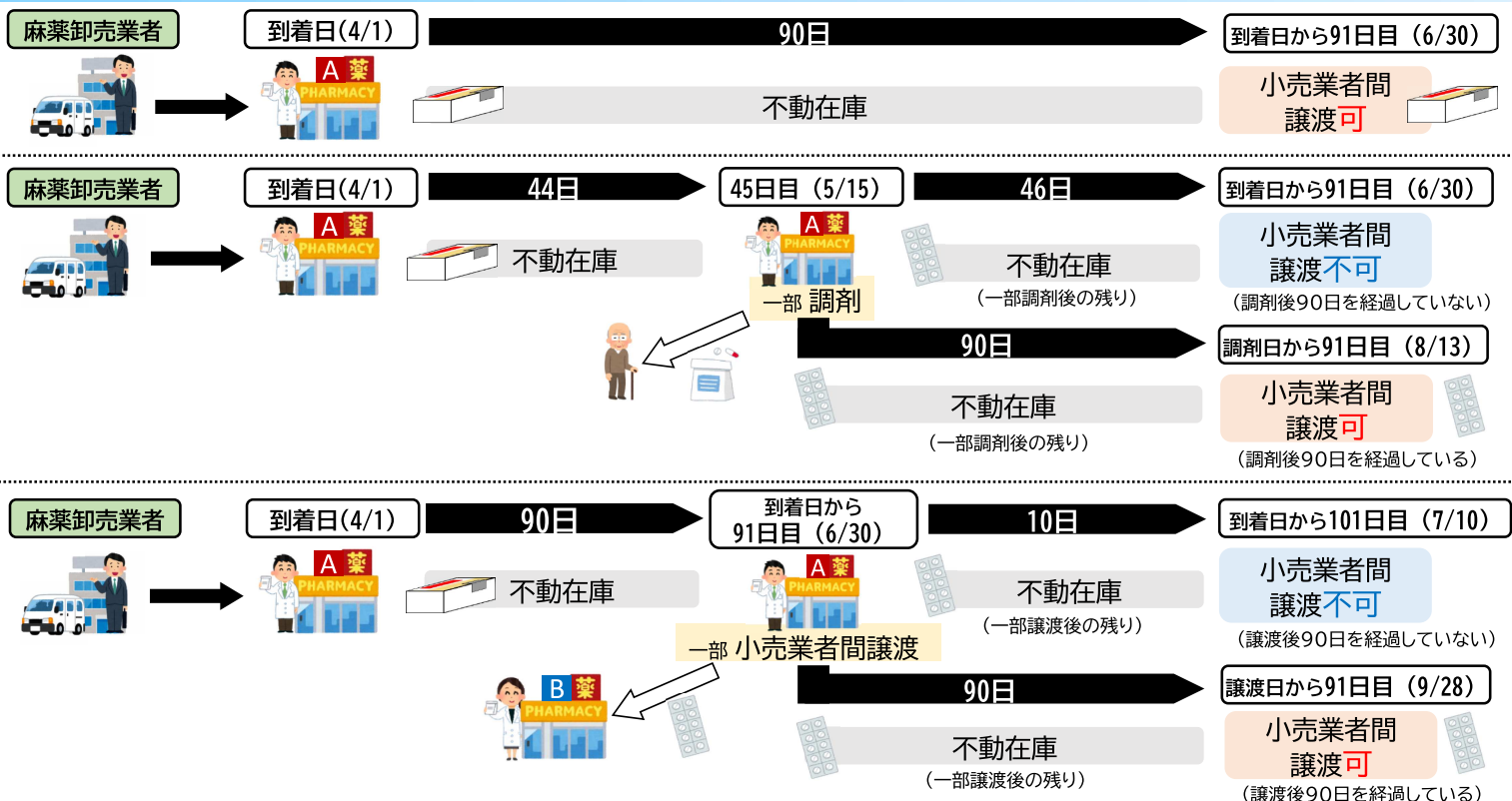
麻薬小売業者

90日ルールの場合 ②

- 90日ルールにより他の麻薬小売業者から譲受した麻薬が不動在庫となった
- あらかじめ麻薬小売業者間譲渡許可を共同で受けていた他の麻薬小売業者に相談したところ、当該麻薬小売業者で当該麻薬の動きがあり、譲受を了承
- 麻薬譲渡確認書を作成し、麻薬小売業者と麻薬譲受確認書と交換し、現物を確認の上で譲渡

譲渡譲受不可(90日ルールによる譲受譲渡は麻薬卸売業者から譲受した麻薬のみ)



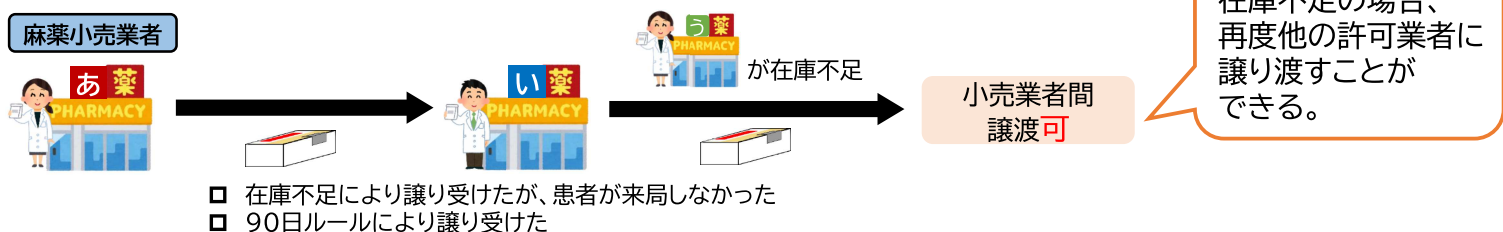


麻薬の小売業者間譲渡について(例示)

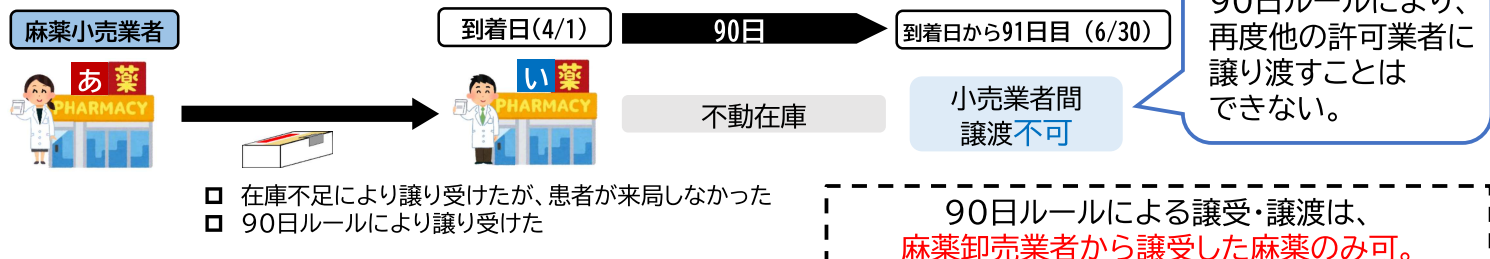
Q

麻薬小売業者間譲渡許可により譲り受けた麻薬を麻薬小売業者間譲渡許可により再度他の許可業者に譲り渡すことはできるの？

在庫不足の場合



90日ルールの場合



株式会社榮研
薬局麻薬・覚醒剤原料専門
之印

90日ルール による譲受譲渡の場合は、
『最終受払日』を記載することで、
最終の譲受譲渡から90日以上経過してい
ることがわかる書類を添付 を省略可

- 同一開設者の薬局間での譲受・譲渡についても記録が必要です。
- **第1種向精神薬・第2種向精神薬**の購入に関する帳簿を作成するか、伝票を保管して下さい。
- 向精神薬が記載されていない伝票とは**別**に綴って保管してください



他の薬局へ譲渡した際の記録(帳簿等)

麻薬

麻薬小売業者

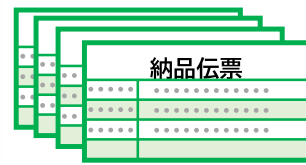
麻薬譲受確認書									
年月日	受入	払出	残高	備考					
RO.10.1			100	前帳簿から繰り越し					
RO.11.1		28	72	B薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号: OOOOO 使用期限: 20OO.OO.OO					

MSコンチン錠10mg				単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考	
RO.10.1			100	前帳簿から繰り越し	
RO.11.1		28	72	B薬局へ譲渡 施行規則第9条の2第1項第1号イ 製品番号: OOOOO 使用期限: 20OO.OO.OO	

- ①譲渡・譲受の相手方の名称、
- ②規則第9条の2第1項第1号イ又はロのいずれに該当する譲渡・譲受であるか、
- ③製品番号
- ④使用期限 を記載してください

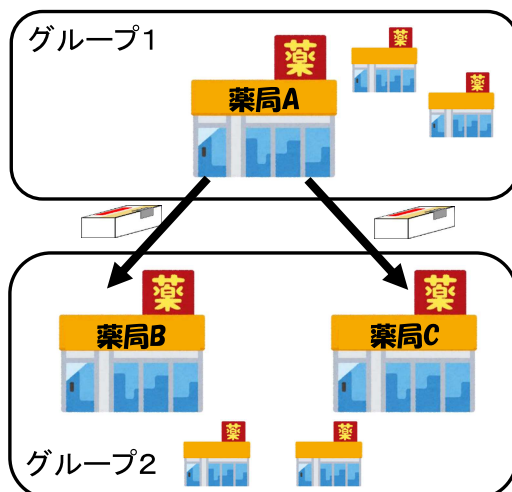
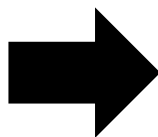
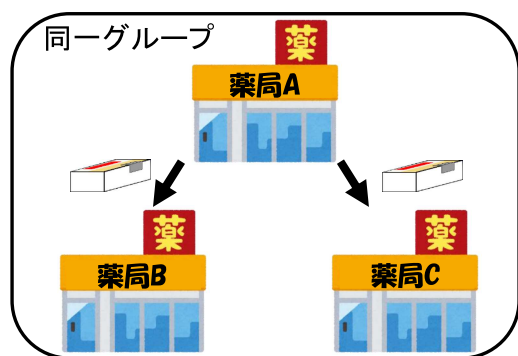
向精神薬

薬局 (向精神薬卸売業者)



- 同一開設者の薬局間での譲受・譲渡についても記録が必要です。
- 第1種向精神薬・第2種向精神薬を譲渡した際の帳簿を作成するか、伝票(の控え)を保管してください。
- 向精神薬小売業者として卸売販売業者等から向精神薬を購入した際の伝票(記録)や、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴って保管してください

麻薬事故事例(不正譲渡)

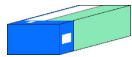


※グループ外薬局に対する麻薬の譲渡

- A薬局・B薬局・C薬局で麻薬小売業者間譲渡許可を取得していた。
- グループの再編を行い、A薬局が他のグループで麻薬小売業者間譲渡許可を取得した。
- 以前、麻薬小売業者間譲渡を実施していたことから、確認を怠り、A薬局とB薬局、C薬局の間で麻薬の譲渡を行った。
- 後日、帳簿を確認したところグループ外薬局と麻薬の譲渡・譲受が行われたことが発覚した。

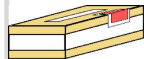
③ 保管・管理

- 薬局の調剤室内（又は医薬品保管庫）の関係者以外出入りがない場所に保管する。
- 営業時間中など、従事者が実地で盗難防止の注意を払っている時以外（夜間・休日等）は、鍵を掛けた設備内で保管する。
- 施錠できない引き出しなどに保管する場合は、夜間・休日等は部屋の出入口を施錠する。



向精神薬

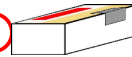
- 薬局内の調剤室（又は医薬品保管庫）内など、関係者以外出入りがない場所に保管する。
- 鍵を掛けた堅固な設備（固定又は容易に移動できない重量金庫等）に保管すること。
※ スチール製ロッカーや手提げ金庫、引き出しなどは麻薬の保管庫とはなりません。



麻薬

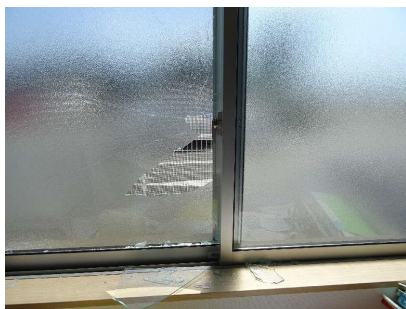
- 薬局の調剤室内（又は医薬品保管庫）の関係者以外出入りがない場所に保管する。
- 常時、鍵を掛けた設備内で保管する。
- 保管設備は容易に持ち運びできないものにしてください（手提げ金庫などの場合は、ボルトなどで固定してください。）。
- 保管設備は、覚醒剤原料専用とすることが望ましいですが、専用でない場合でも、他の医薬品等とは設備内で区別して保管してください。

覚醒剤原料



- 麻薬保管庫内には麻薬以外の医薬品や現金、麻薬帳簿などの書類を一緒に入れることはできません（1日間の麻薬の出し入れを管理する書類を除く。）。
- 麻薬の出し入れの時以外は、常時施錠し、鍵を別途管理してください。
- 麻薬は、開設者自ら又は管理薬剤師が保管等の管理をしてください。

麻薬事故事例(外部犯による盗難)



【概要】

- 夜間に窓から侵入され、麻薬金庫や現金などを盗まれた。
- 麻薬金庫は、調剤台下部収納に保管しており、収納床面と金属製の枠をボルトで固定し、枠内に麻薬金庫をはめ込んで固定していたが、金属製の枠をバールのようなもので破壊され、麻薬金庫ごと盗まれた。
※ 枠を外さない限り金庫を取り出せない構造。
※ 金庫は一人では動かしがたい程度の重量。
- 金庫外に保管していた帳簿から、麻薬金庫内に保管していた麻薬の品名や数量は把握することができた。

事故事例(内部犯による盗取)

【概要】

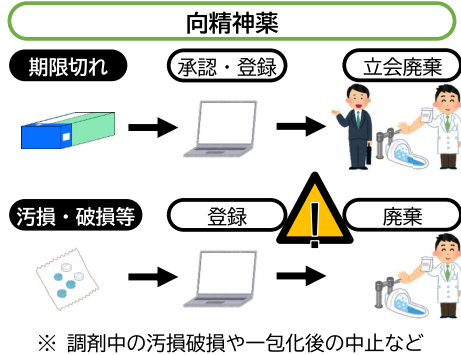
○ 薬剤師が向精神薬を廃棄したと偽って自己施用（盗取）した事例

○ 複数店舗における医薬品の動きを職員がチェックしていたところ、特定の店舗において汚損・破損等による向精神薬の廃棄処理が突出して多いことを確認。

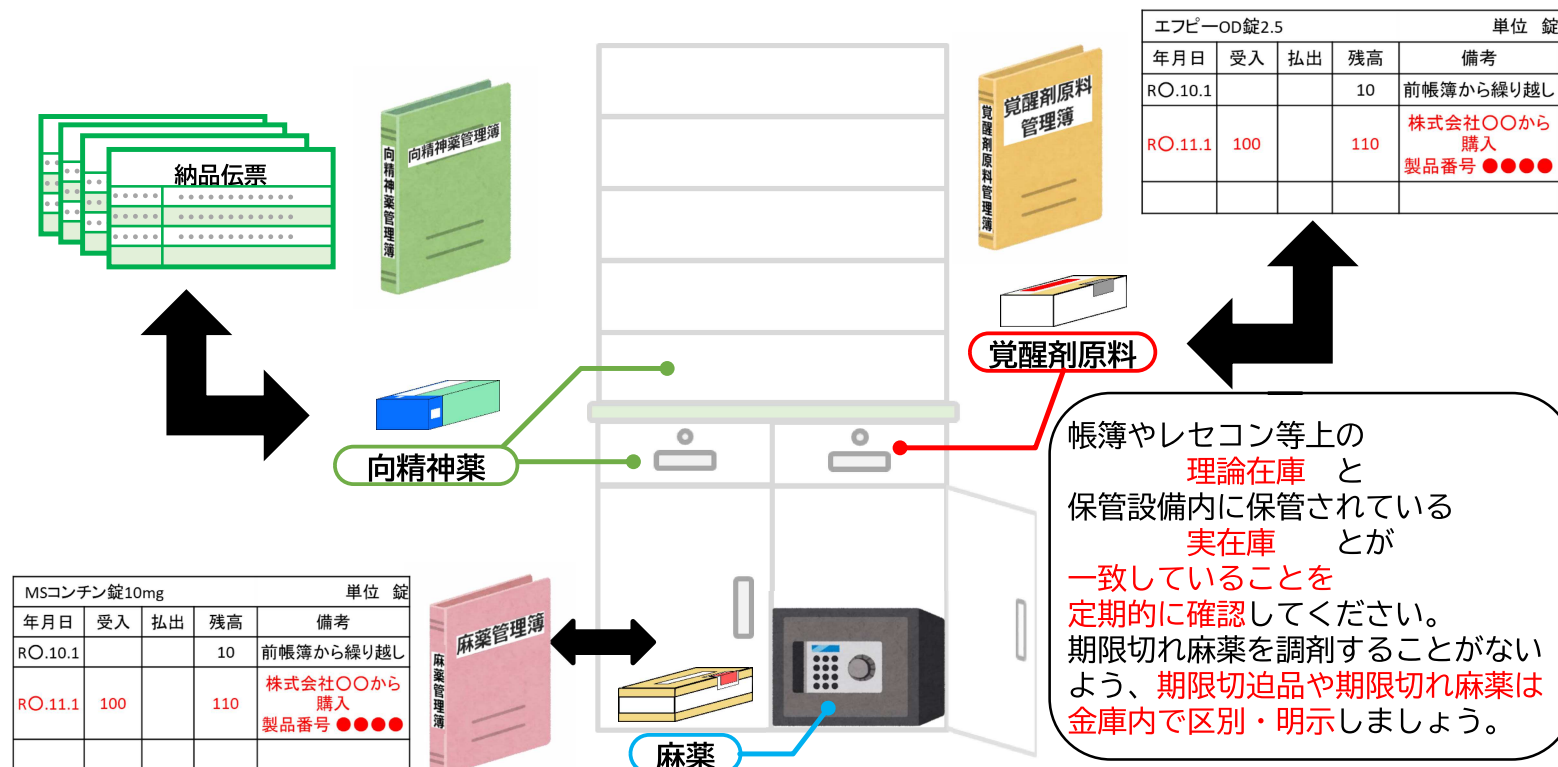
○ 当該店舗の職員へ聞き取り調査した結果、数年前から自身が使用するために向精神薬を廃棄処理したと在庫管理システム上に虚偽の登録をし、自己施用していたことを自供。

○ 期限切れの向精神薬については、社内の承認手続きの上でエリアマネージャーが廃棄に立ち会う運用だったが、汚損・破損等による向精神薬の廃棄については廃棄方法に特段の定めを設けていなかった。

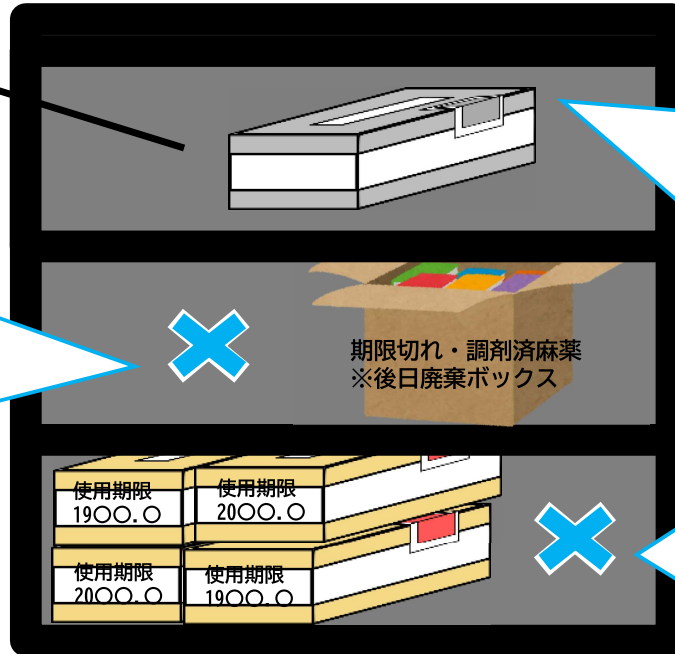
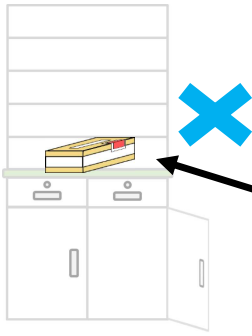
○ 前述の在庫チェックは定例的に行っているものではなく、人事異動に伴い参考として行ったものであり、事件の早期発見には至らなかった。



在庫確認



在庫管理(例:麻薬)



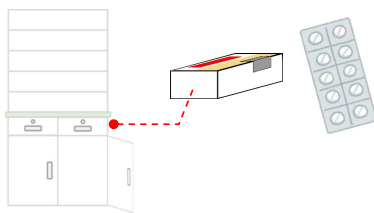
- **期限が切れた麻薬**と患者からの**返納分の麻薬**など、使用の見込みがない麻薬と一緒にして保管すると、**調剤済麻薬**を廃棄する際に誤って**期限切れ麻薬**を誤廃棄してしまう事故が発生しています。
- **調剤済で廃棄予定の麻薬**と**期限切れの麻薬**は、明確に区分して保管しましょう。

- 麻薬を金庫から取り出した後、速やかに調剤せず、**出しっぱなし**にしたり、調剤後、すぐに**金庫へ戻さなかつたり**することで、本人や他の職員が『空箱』と誤認して廃棄してしまった可能性が高い**所在不明事故**が発生しています。
- 麻薬は使用する直前に取り出し、使用後は速やかに金庫へ戻しましょう。

- **期限が切れた麻薬**と**使用可能な麻薬**とを混在しており、誤って使用してしまう事故が発生しています。
- **期限が切れた麻薬**は、麻薬廃棄届により廃棄するまでの間、**調剤に使用することがないように明確に区分して保管しておくこと**で、誤調剤事故の発生防止に努めてください。

覚醒剤原料事故事例(所在不明)

保管庫内の実在庫



帳簿上の理論在庫

セレギリン塩酸塩錠2.5mg				単位	錠
年月日	受入	払出	残高	備考	
R〇.10.1			250	前帳簿から繰り越し	
R〇.11.1	100		350	〇〇会社から購入 製品番号〇〇	



【概要】

- **卸売業者から覚醒剤原料を譲受した際**、セレギリン塩酸塩錠2.5mgが2錠不足していることが発覚した。

【原因考察】

特定には至らないが、**誤廃棄**した可能性が高い。

- 覚醒剤原料の調剤を行う調剤棚付近に蓋がないゴミ箱を設置していた。
⇒前回調剤時、覚醒剤原料を所定の保管場所（錠付き引き出し）に戻す際に、端数2錠がゴミ箱に落下した可能性が高い。

【薬局が講じた対策】

- 端数が出た場合は、他のPTPシートと一緒に輪ゴムでまとめる。他のPTPシートがない場合は、チャック付きポリ袋に入れる。
- ごみ箱を蓋つきのものに変更する。
- 在庫確認を定期的実施する。

④ 処方箋応需・調剤

麻薬



麻薬処方箋について、麻向法上必要となる記載箇所のみ赤字で記載しています。

麻向法上の麻薬処方箋の記載事項は次の7つです。

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）、**住所**
- ② 麻薬の品名、分量、用法用量
- ③ 処方箋の使用期間（有効期間）
- ④ 処方箋の発行年月日
- ⑤ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑥ **麻薬施用者の免許番号**
- ⑦ 麻薬施用者が施用を行った医療機関の名称及び所在地

①住所と⑥免許番号は通常の処方箋にはない項目です。

調剤済となった麻薬処方箋は、**3年間** 保存してください。

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
公費負担番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (扶養)
氏名	福岡 太郎
生年月日	40年10月10日 男・女
区分	被保険者 被扶養者
交付年月日	令和〇年〇月〇日
変更不可	「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
処方箋の使用期間	令和 年 月 日
処方箋の品名、分量、用法用量	Rp.01) MSJカ錠10mg 2錠 (用法) 1日2回 朝・夕食後 14日分 Rp.02) ア錠1錠12mg 2錠 (用法) 1日2回 朝・夕食後 14日分 Rp.03) カ錠10 3錠 (用法) 1日3回 毎食前 14日分 ----- 以下余白 ----- リフィル可 ☐ (回)
保険者署名	患者住所 福岡市博多区〇〇-〇〇 麻薬施用者免許番号 2〇〇〇〇〇〇
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。)	☐ 保険薬局機関へ証書提出して調剤 ☐ 保険薬局機関へ情報提供 ☐ 1回目調剤日 (年 月 日) ☐ 2回目調剤日 (年 月 日) ☐ 3回目調剤日 (年 月 日) ☐ 次回調剤予定日 (年 月 日) ☐ 次回調剤予定日 (年 月 日) ☐ 次回調剤予定日 (年 月 日)
調剤済年月日	令和 年 月 日
保険薬局の所在地及び名称	福岡市博多区〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇

福岡県内の麻薬施用者免許証番号は

免許を受けた西暦末尾2桁

+

通番号5桁

の7桁の番号で構成されます。

令和8年以降有効な免許番号は次のとおり。

24〇〇〇〇〇

(R6年(2024)中に発行、R8年(2026)末まで有効)

25〇〇〇〇〇

(R7年(2025)中に発行、R9年(2027)末まで有効)

26〇〇〇〇〇

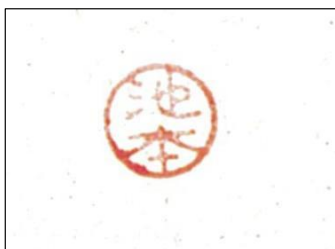
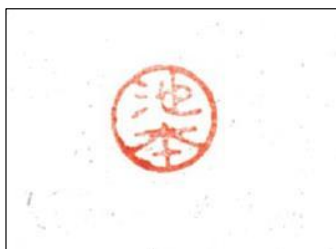
(R8年(2026)中に発行、R10年(2028)末まで有効)

向精神薬事故(偽造処方箋)

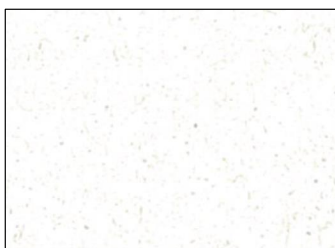
原本の印影

カラーコピーの印影

表面



裏面



【概要】

- 支払基金から不審なレセプトについて情報提供
- 受診回数に対して同医療機関の処方箋に対する薬局での調剤回数が多かった
- 捜査の結果、向精神薬を詐取する目的で**処方箋をカラーコピー**し、約1年間にわたり数十回詐取したことが判明
- 処方箋には処方情報交換のためのQRコードが印刷されており、処方内容が改竄(向精神薬増量)されていた処方箋では、QRコード上の処方情報(向精神薬7錠)と印字されている処方内容(14錠)が異なっており、調剤監査で錠数違いを把握していたが、そのまま7錠を交付したケースもあり

原本は裏面の印影に 朱肉のにじみ がですが、カラーコピーしたものは、裏面ににじみは複写されませんでした。

向精神薬事故(偽造処方箋)

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)			
公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療 の受給者番号		被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号 (扶養)	
氏名	福岡 太郎	保険医療機関の 所在地及び名称	福岡市東区〇〇-〇〇 県庁クリニック
生年月日	40年10月10日 男・女	電話 番号	県庁 次郎 (印)
区 分	被保険者	保険医氏名	都道府県番号
交付年月日	令和〇年〇月25日	処方箋の 使用期間	令和〇年〇月31日
変更不可	〇 〇の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に応じ支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。 Rp.) フルニトラゼパム錠2mg・・・・・・・・・・1錠 〔用法〕1日1回 就寝前 -----以下余白----- 30日分 ラフイロ可 ☐ (回)		
保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。		
保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 保険医療機関へ情報提供			
調剤実施回数(調剤回数に応じて、〇に「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) ☐ 1回目調剤日(年 月 日) ☐ 2回目調剤日(年 月 日) ☐ 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)			
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地 及び 名 称	印	公費負担医療の 受給者番号	

【概要】

- 29日、県内の医療機関から同月25日に交付された処方箋を持って患者が来局。薬剤師が調剤を行い、別の薬剤師が監査を行って薬剤を交付した。
- 処方箋を受け取った際、処方箋の使用期間が手書きで同月31日に延長されていたが、患者が加筆する可能性を想定しておらず、処方元の医療機関に疑義照会を行わなかった。
- 患者は自分で**処方箋の使用期間を加筆の上、カラーコピー**し、県内の複数薬局に持ち込んでいた。
- ほとんどの薬局が、カラーコピー及び使用期間の加筆を見抜くことができず、偽造処方箋に基づき薬剤を交付した。

麻薬事故(不正譲渡)

【事例1】※麻薬の無免許施用

- **麻薬管理者免許しかもたない医師が**、麻薬を複数回にわたって施用・施用のため交付、または麻薬処方箋を交付していた。
- **麻薬処方箋には、麻薬管理者番号を記載**していたが、処方箋を受け付けた薬局は気付くことなく麻薬を患者に交付してしまった。
- 医師は麻薬管理マニュアルを読み、麻薬管理者でも麻薬を施用することが可能であると誤った解釈をしてしまった。
- 薬局は免許番号の頭2桁で有効期限の確認を行い麻薬処方箋としての要件を満たしていると認識していた。管理者免許と施用者免許で免許番号が異なることを十分に認識していなかった。

麻薬管理者免許:6桁の番号

麻薬事故(不正譲渡)

【事例2】※施用者の免許有効期間切れ

- 1月中旬、麻薬処方箋に基づき麻薬を調剤し交付していたところ、**処方箋に記載された免許番号が前年末で有効期間を満了しているものであることを認識し**、疑義照会を行った。
そこで、処方医は麻薬施用者免許の継続手続きを行っていなかったことが分かり、1月以降、麻薬施用者免許を有さない医師による処方箋により麻薬を不正に譲渡していたことを把握した。
- 同薬局は、免許付番のルールを認識しており、麻薬管理簿（帳簿）にも備考欄に処方医の麻薬施用者免許番号を記載する取り組みを行っていた。

麻薬処方箋を受け付けた際は、麻薬施用者番号の番号を確認し、期限が切れた番号が記載されていた場合は必ず当該医療機関に疑義照会をお願いします。

麻薬事故(誤調剤)

【事例1】※規格違い

- フェントステープ2mg（20枚）の処方に対して、誤ってフェントステープ0.5mg（20枚）を調剤し、患者に交付した。
- 患者から処方箋を受け取った際に、事務員が誤ってレセコンにフェントステープ0.5mgと入力した。
- 当該患者は、以前からフェントステープ0.5mgが処方されていたため、薬剤師は**先入観で誤調剤**した。
- 監査の際、薬剤師は**処方箋ではなく調剤録を見て監査**を行った。
- レセコンへの入力内容が誤っていたため、調剤監査システムによる監査が機能しなかった。

【事例2】※薬の取違い

- 処方内容 一般）オキシコドン徐放錠20mg（**乱用防止製剤**）
- お薬手帳より確認した「オキシコンチンTR錠20mg」の在庫はなく、添付文書で同成分である「オキシコドン徐放カプセル20mg「テルモ」」を調剤し、患者に交付した。
- 後日、**乱用防止製剤と記載されている場合、オキシコンチンTR錠もしくはオキシコドン徐放錠20mgNX「第一三共」しか払い出すことができないことを把握し**、誤調剤であることが判明した。

【事例3】※数量違い

- 麻薬56錠の処方箋に対し、在庫分10錠を先に交付。調剤の際、誤って処方箋に「10錠 48錠不足」（正しくは46錠不足）と記載してしまい、監査者も不足数量の記載の誤記を発見できなかった。
- 同日麻薬を譲り受け、不足分の調剤を行う際も、**手書きの「48錠不足」の記載のみ確認し**、48錠交付。
- 半年後、棚卸の際にレセコン上の在庫と帳簿上の在庫・実在庫が不一致であったことから過去の調剤内容や監査時の写真を確認したところ、事故発生を把握。

承認条件が付されている麻薬等の調剤

患者様保管用	
フェントステープ慢性疼痛治療に対する処方に関する確認書	
(患者様確認事項) 私は、処方医より疼痛治療のために使用するフェントステープについて、以下に記載された内容について説明を受け、理解しました。	
1. 処方されるフェントステープは「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されている医療用麻薬であること。 2. 家族や友人を含む他人へ譲り渡すことは違法であり、できないこと。 3. 紛失や盗難が生じた場合は、速やかに処方を受けた薬局に届け出ること。 4. 使わずに余った場合は処方医（医療機関）または薬局へ返却すること。 5. 海外渡航の際は許可なく所持して渡航することは違法であり、特別な許可が必要であること。 6. 処方医により決められた使用量を正しく使用し、勝手に増量や減量をしないこと。 7. 処方医の判断で使用するを中止する場合、指示に従って、減量さらに中止すること。 8. 突然中止すると、過剰鎮痛という症状が現れることがあります。 9. 次のような副作用が起こる可能性があります。 過剰・嘔吐、便秘、眩暈、呼吸抑制、依存など。 10. 眠気やめまいが起こる可能性があるため、車の運転など危険な機械の操作は避けること。	
確認日	年 月 日
お名前（患者様、姓）	
代理人（代理人様、自署）	（続柄）
(医師確認事項) 上記の患者様に、以下の事項を確認しました	
1. 非オピオイド鎮痛剤および非オピオイド鎮痛剤で治療困難な慢性疼痛であること。 2. 他のオピオイド鎮痛剤からの切り替えであること。	
確認日	年 月 日 お名前（処方医、署名）
お名前（処方医、印字）	サンブル久光製薬
医療施設名（印字）	総合テスト1病院
連絡先（印字）	00-0000-0000
患者様のお名前は、任意にしてください。なお、患者様自身の自署が困難な場合には、本人了承の上、代理人の自署をお願いします。 お薬を受け取る際には、処方箋と共に必ずお持ちいただき薬剤師に提示してください。 紛失した場合には速急に再発行を依頼してください。 確認書の有効期間は確認日から1年間です。1年経過後は医師に再発行を依頼してください。	

【確認書や患者カードの確認が必要なもの】

- フェントステープなどのフェンタニル経皮吸収型製剤やフェンタニル1日用経皮吸収型製剤、フェンタニルクエン酸塩経皮吸収型製剤、オキシコンチンTR錠など、がん性疼痛以外に 慢性疼痛 の適応のある 麻薬 については、慢性疼痛治療のためにフェンタニル経皮吸収型製剤等が処方される際、医師は患者に 確認書 を交付することとなっている。
- ビバンセカプセル 覚醒剤原料 やコンサータ 向精神薬 は、医師が患者をADHD適正流通管理システムへ登録し、患者に 患者カード が交付される。
- 処方箋を応需した際は、確認書の有無や記載内容の確認、患者カードや身分証明書の確認など、各薬剤に定められた手順を遵守して適切に調剤してください。

【処方医の確認が必要なもの】

- リタリンやモディオダール、ノルスパンテープ（ブプレノルフィン経皮吸収型製剤） 向精神薬 は各薬剤の流通管理委員会等に医療機関（医師）、薬局（薬剤師）を登録することとなっている。
- 処方箋を応需した際は、医師が登録医療機関であることを登録センター等で確認するなど、各薬剤に定められた手順を遵守して適切に調剤してください。

※ 詳細については各薬剤の流通管理委員会等のWEBサイトなどにより御確認ください。

麻薬事故(誤調剤)

【概要】

- 慢性疼痛のため一般名で「フェンタニルクエン酸塩テープ1mg（1日用）」と記載された麻薬処方箋を応需した。
- 薬剤師は処方した麻薬施用者に慢性疼痛での使用であること、当該麻薬施用者がフェントステープの承認条件に係る研修を受講済みであることを確認した。
- 薬剤師は、慢性疼痛への適応がない「フェンタニルクエン酸塩1日用テープ「第一三共」」を調剤し、患者に交付した。
- 患者が処方元の病院に入院した際、患者が「フェンタニルクエン酸塩1日用テープ「第一三共」」を所持していることに病院薬剤師が気づき、発覚した。

【原因】

- 麻薬の品名や添付文書の確認を怠り、慢性疼痛の適応がないことを把握できていなかった。
- 新制度による患者の自己負担の増加などに気を取られ、ジェネリック医薬品を使用しないといけいないとする先入観があった。
- 処方箋に販売名ではなく一般名で記載されており、ジェネリック医薬品で差し支えないと誤認した。

調剤・交付した際の記録(帳簿)

麻薬

フェントステープ2mg				単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考	
RO.10.1			15	前帳簿から繰り越し	
RO.11.1		5	10	□川○太	
RO.11.1		7	3	△山☆一 (慢)	

- 譲り渡しの都度、譲渡し毎に記載してください。
- 備考欄に譲り渡した相手方の氏名を記載してください。
- 慢性疼痛緩和目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際は、備考欄に (慢) と記載する等、払出の目的を明確にしてください。



薬局



患者

向精神薬

記録は不要です。

覚醒剤原料

エプビーOD錠2.5				単位 錠
年月日	受入	払出	残高	備考
R○.10.1			100	前帳簿から繰り越し
R○.11.1		14	86	△山☆一

- 譲り渡しの都度、譲渡し毎に記載してください。



⑤ 患者からの返納・廃棄

- 患者から調剤済の麻薬が返納された場合は、譲り受けに関する記録を管理簿(帳簿)に記載してください。
- 返納された麻薬は、他の薬局職員立ち会いの下、管理薬剤師が回収困難な方法で廃棄してください。※期限切れ廃棄については後述
- 廃棄後は、廃棄に関する記録を帳簿に記載してください。
- 廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を管轄の保健所(保健福祉(環境)事務所)へ提出してください。

患者 (亡くなった患者の家族)



使用見込みがなくなった調剤済の麻薬等(他薬局等から交付されたものでも可)

- 患者から調剤済の覚醒剤原料が返納された場合は、譲り受けに関する記録を管理簿(帳簿)に記載し、交付・調剤済み医薬品覚醒剤原料譲受届書を提出してください。
- 返納された覚醒剤原料は、他の薬局職員の立ち会いの下、管理薬剤師が回収困難な方法で廃棄してください。※期限切れ廃棄については後述
- 廃棄後は、廃棄に関する記録を帳簿に記載してください。
- 廃棄後30日以内に交付・調剤済み医薬品覚醒剤原料廃棄届書を管轄の保健所(保健福祉(環境)事務所)へ提出してください。

麻薬

立会人 他の職員

廃棄人 管理薬剤師

記録

廃棄



向精神薬

手続・記録は不要

作成

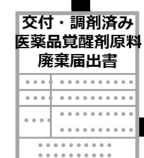
立会人 他の職員

廃棄人 管理薬剤師

覚醒剤原料

廃棄

記録



提出

提出

提出

患者からの返納受入・廃棄の記録(帳簿)

麻薬

MSコンチン錠10mg 単位 錠				
年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			15	前帳簿から繰り越し
RO.11.1	(10)		15	□川○太の家族から返納 RO.11.2 廃棄 立会者 ○○○○ RO.11.5 調剤済麻薬廃棄届提出

- 受入数量は () で記載し、購入・分譲されたものと区別してください。残高にも加えないでください。
- 年月日欄は 返納された日 を記載し、備考欄に返納元に関する情報や廃棄年月日、廃棄時の立会者、調剤済麻薬廃棄届提出年月日などを記載してください。

覚醒剤原料

エフピーOD錠2.5 単位 錠				
年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			100	前帳簿から繰り越し
RO.11.1	(10)		100	□川○太から返納 RO.11.2 廃棄 立会者 ○○○○ RO.11.5 交付又は調剤済の覚醒剤原料譲受届出書提出 RO.11.5 交付又は調剤済の覚醒剤原料廃棄届出書提出

- 受入数量は () で記載し、購入・分譲されたものと区別してください。残高にも加えないでください。
- 年月日欄は 返納された日 を記載し、備考欄に返納元に関する情報や廃棄年月日、廃棄時の立会者、交付又は調剤済の覚醒剤原料譲受届書提出年月日、交付又は調剤済の覚醒剤原料廃棄届書提出年月日などを記載してください。

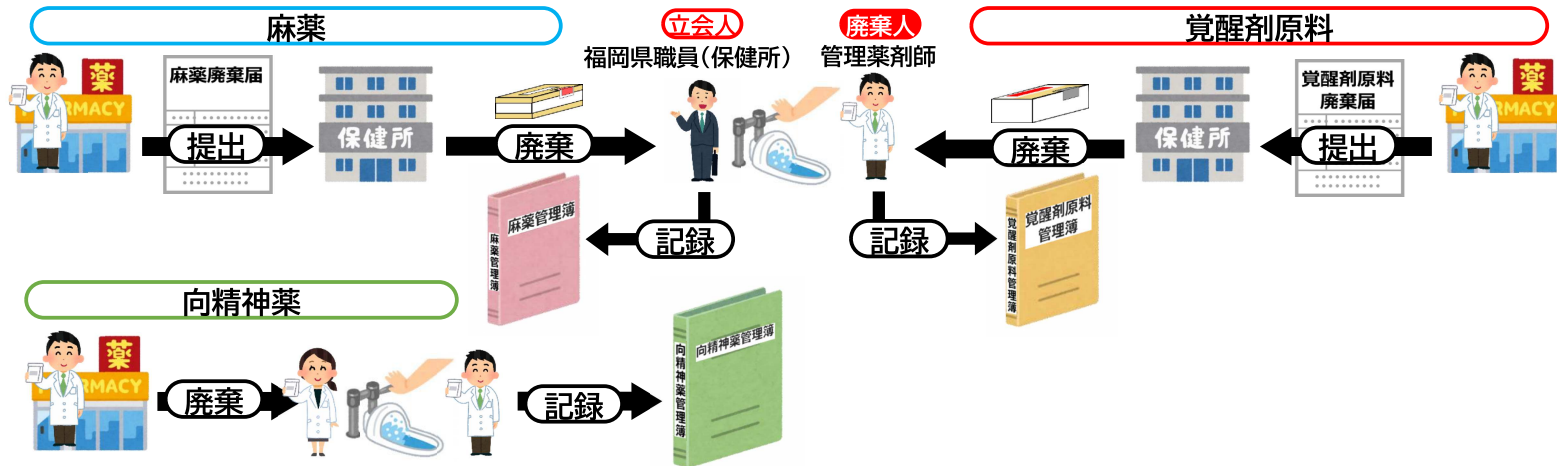
麻薬事故事例

【事例】※調剤済麻薬の再使用

- 患者から返却を受けた麻薬を在庫と区別して保管していた。
- 16時過ぎに、患者から麻薬処方箋を受け付けたが、卸から当日の配達を受けることができず、**患者から返却のあった麻薬を交付した。**
- 麻薬年間届を作成していたところ、上記事案が発覚した。

患者から返却された麻薬は再利用できません。すべて廃棄する必要があります。

期限切れ麻薬等の廃棄



- 期限が切れた **麻薬** **覚醒剤原料** など、『調剤済となっていない麻薬・覚醒剤原料』を廃棄しようとする場合は、**薬局内で廃棄せず**、あらかじめ管轄の保健所（保健福祉（環境）事務所）へ**麻薬廃棄届／覚醒剤原料廃棄届**を提出してください。
- 保健所と廃棄日程を調整し、当日、廃棄予定の麻薬・覚醒剤原料などを保健所へ持参し、**保健所職員立会いの下**、麻薬を廃棄してください。
- 廃棄の際、各帳簿へ 廃棄に関する記録 や 保健所職員が立ち会った旨 などを記帳します。
- **向精神薬** の廃棄は届出等は不要ですが、**第1種・第2種向精神薬**については薬局内で回収困難な方法により廃棄後、廃棄に関する記録 を帳簿に記帳してください。

期限切れ麻薬等の廃棄の記録(帳簿)

麻薬

MSコンチン錠10mg 単位 錠				
年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			120	前帳簿から繰り越し
RO.11.1		20	100	RO.10.19 廃棄届提出
上記の麻薬は令和○年11月1日立会のうえ廃棄完了した。 福岡県○○○○○○○○ ○○ ○○				

覚醒剤原料

エフピーOD錠2.5 単位 錠				
年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			120	前帳簿から繰り越し
RO.11.1		20	100	RO.10.19 廃棄届提出
上記の覚醒剤原料は令和○年11月1日立会のうえ廃棄完了した。 福岡県○○○○○○○○ ○○ ○○				

向精神薬

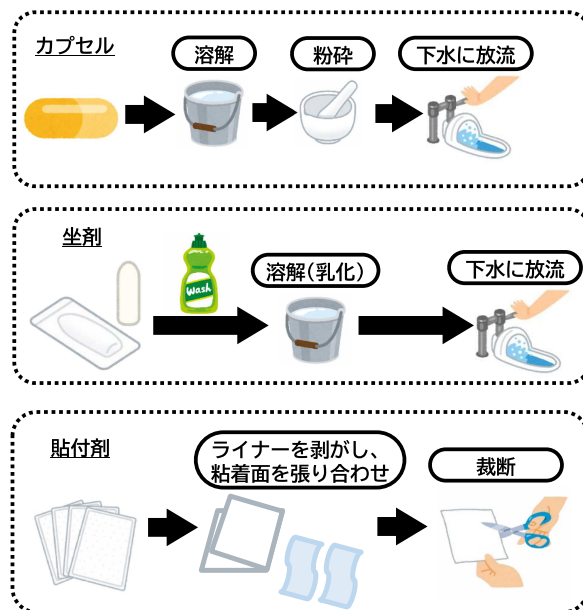
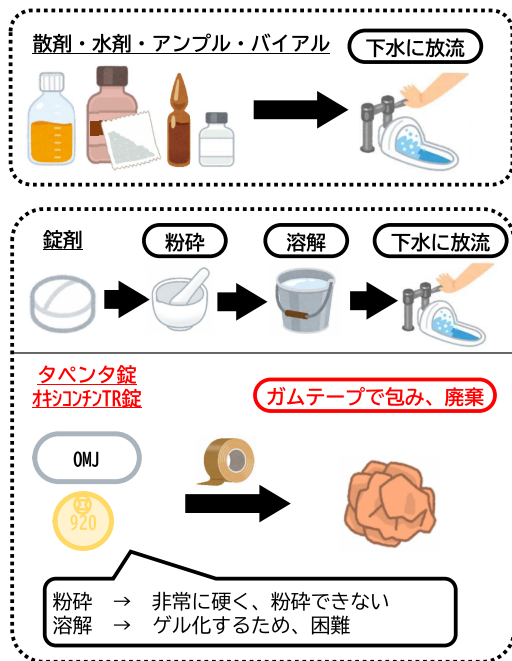
サイレース錠2mg 単位 錠				
年月日	受入	払出	残高	備考
RO.10.1			120	前帳簿から繰り越し
RO.11.1		20	100	期限切れ廃棄

- 麻薬等を廃棄した際に記入してください。
- 年月日は、実際に麻薬等を廃棄した日を記入してください。
- **青字の記載** は、廃棄した際に立ち会った職員が記入します。



期限切れの麻薬は、廃棄が完了するまでは
在庫として記録が必要です。

麻薬の廃棄方法(剤型ごとの大まかな方法)



麻薬は、回収困難な方法で廃棄することと定められています。個々の薬剤の推奨廃棄方法については、インターネットでお調べください。

麻薬・覚醒剤原料事故(無届廃棄)

【事例1】麻薬

- 多数の調剤済麻薬を複数の薬剤師が分担して廃棄準備等を行っていたところ、作業場所が狭く、雑然としていたため、同日保健所にて廃棄を予定のため別途準備していた期限切れ麻薬を調剤済麻薬と誤認して廃棄してしまった。

【事例2】麻薬

- 返納された調剤済麻薬について、受入に関する帳簿への記録をせず、麻薬金庫内の使用不可の麻薬を入れる箱（主に期限切れ麻薬）に入れた。後日、調剤済麻薬受入の報告を受けた管理薬剤師が帳簿に記録した際、同じ箱に入っていた期限切れ麻薬を調剤済麻薬と誤認し、帳簿に記帳してしまった。
- 2か月後、調剤済麻薬廃棄の際に、調剤済麻薬廃棄と誤認して期限切れ麻薬についても廃棄してしまった。その後、在庫確認を行った際、当該麻薬の不足を把握し、事故の発生を把握した。

【事例3】麻薬（注射剤）

- 医師から口頭で指示があり、処方箋が発行される前に在宅患者用の麻薬注射剤を調整したが、その後、患者死亡により処方箋が発行されなかった。薬剤師は麻薬注射剤を調剤済麻薬に該当すると誤解し、薬局内で廃棄してしまった。

【事例4】覚醒剤原料

- 新任の管理薬剤師が在庫確認・在庫整理を行っていた際、これまで期限切れの覚醒剤原料を廃棄したことがなく、覚醒剤原料廃棄届による廃棄が必要であることを認識していなかったため、薬局内で廃棄してしまった。

⑥ 事故

- 麻薬等の『事故』とは、麻薬等の滅失（喪失）、盗取、所在不明など、『適法な使用や廃棄等を原因とせず、麻薬等があるべき場所から無くなる』ことを指します。
- 福岡県内で発生している事故は、主に次のようなものです。

分類	事故例
滅失（流失）	アンプル製剤を落として割ってしまい、一部は回収できなかった。
盗取	空き巣に入られ、麻薬金庫を盗まれた。内部職員が無断で使用していた。
所在不明	在庫確認をしたところ、帳簿上の理論在庫よりも実際の在庫量が少なかった。
その他の事故	※以下のとおり
↳ 誤調剤	規格違い・期限切れ等、適切に調剤されていない麻薬等を患者に交付し、回収できなかった。
↳ 無届廃棄	期限切れ麻薬を、麻薬廃棄届を提出せず、保健所職員の立会なく廃棄してしまった。
↳ 詐取	偽造処方箋により麻薬等を交付してしまった。

- **麻薬** **覚醒剤原料** は、**1錠でも**事故が発生した場合、**事故届**の対象となります。
- **向精神薬** は、**剤形に応じた既定の数量の事故**が発生した場合や**盗取・詐取事故の場合**、事故届を提出してください。
- **麻薬施用者免許を受けていない医師や麻薬施用者免許の有効期間が満了し、免許を継続していない医師**による処方箋に基づき麻薬を調剤・交付した場合は、『事故』ではなく『（不正譲渡）事件』となります。
処方箋に記載される 麻薬施用者免許番号 の記載ルール（7桁、上2桁が免許年の下2桁）を確認し、疑義がある場合などは疑義照会した上で調剤してください。

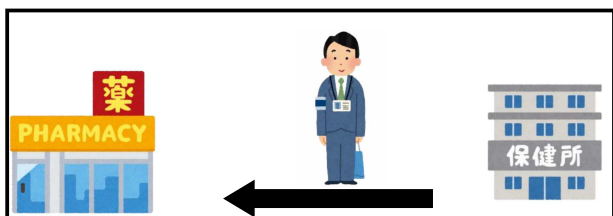
事故が発生したら・・・

- (1) 盗難、詐取、所在不明の場合は、すみやかに保健所へお電話にてご一報ください。

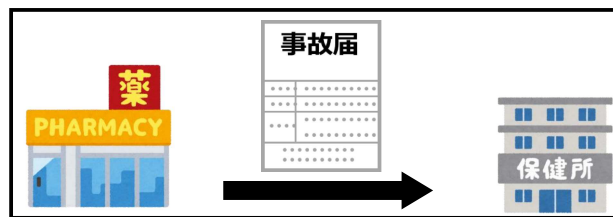


盗難や詐取、所在不明事故ではない場合でも、対応や手続に不安がある場合は速やかに御相談ください。
 ※ 回収した麻薬の取扱いを誤り、別の事故が発生するケースもあります。
 盗難、詐取の場合は、最寄りの警察署にも相談してください。

- (3) 状況に応じて原因などの調査に伺います。

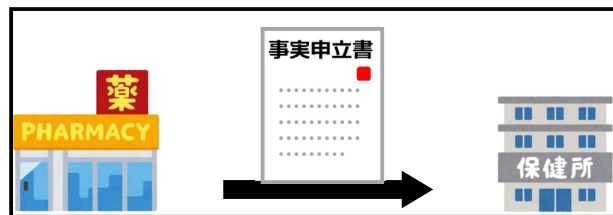


- (2) 事故を把握したら、すみやかに（麻薬／向精神薬／覚醒剤原料）事故届を提出してください。



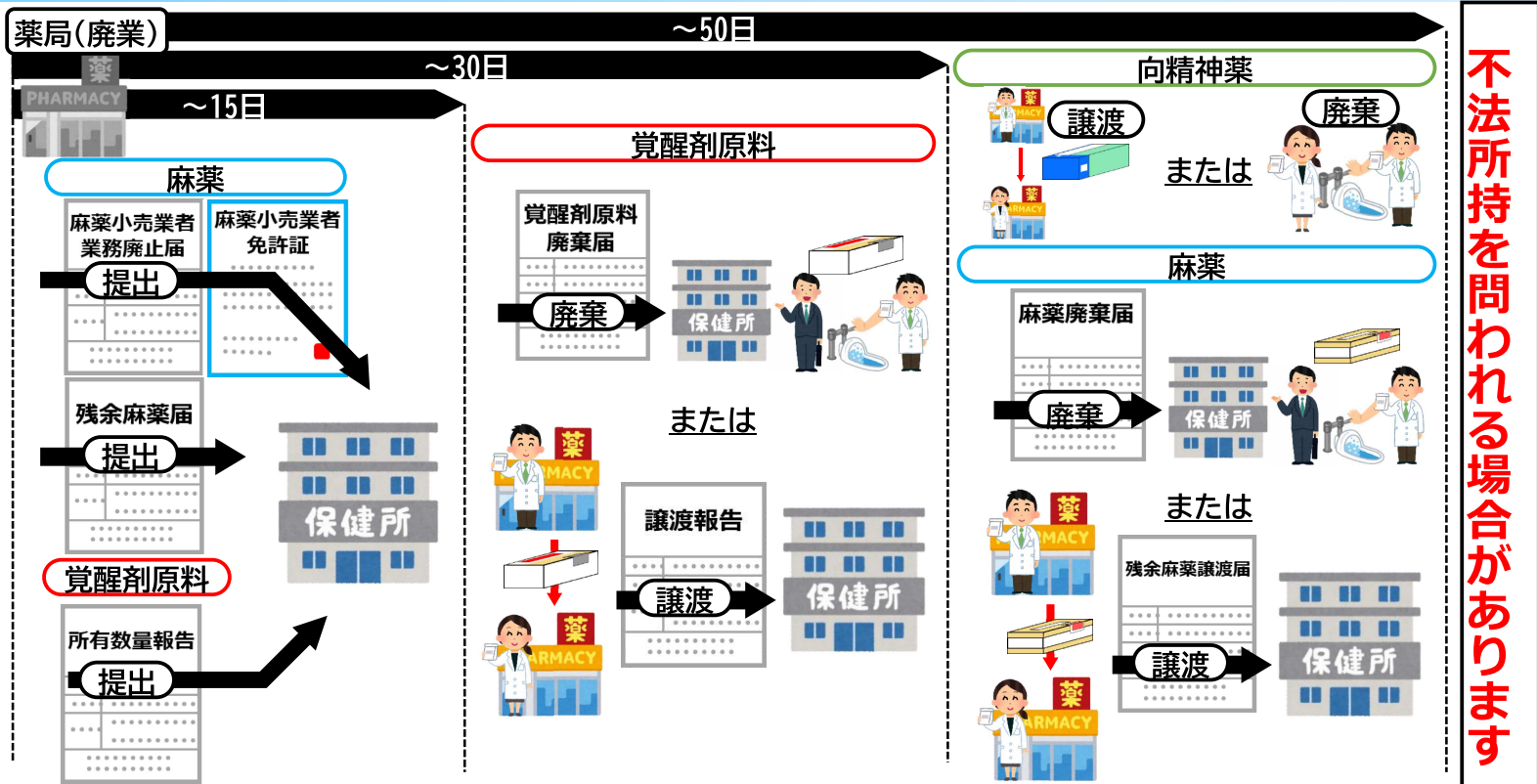
届出が遅れることで、事故原因を究明することが困難になる場合があります。
 まずはすみやかに事故届を提出してください。

- (4) 事実申立書を作成してください。



事故の経過やその後の対応、日常の管理状況、原因の考察、再発防止策などについて、事実申立書を作成してください。職員が確認した上で、別途提出してください。

参考 業務廃止の際の手続きなど



参考資料紹介

薬局における麻薬管理マニュアル

麻薬、覚醒剤原料、向精神薬の取扱いについて全般的に示されています。

平成23年4月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

お問い合わせは下記まで
■福岡市・北九州市・久留米市は
福岡県麻薬対策室
■中・小規模の店舗は最寄りの保健福祉環境事務所
一週間麻薬管理マニュアルホームページ
福岡県ホームページの検索ボックスに「麻薬係」と入力して検索してください。
URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

薬局における向精神薬取扱いの手引

平成24年2月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局 における覚醒剤原料取扱いの手引き

(覚醒剤取締法上の取扱い)

令和2年3月
厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

参考資料紹介

麻薬等関係質疑応答集

平成21年3月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

別添

麻薬小売業者間譲渡許可に係る質疑応答

以下の質疑応答において、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）を「法」、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第118号）を「改正省令」、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）を「規則」、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生発 0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を「局長通知」、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（令和3年7月5日付け薬生監麻発 0705 第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）を「課長通知」という。

－ 1. 制度－

（制度の趣旨）

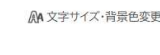
問1 麻薬小売業者間譲渡許可制度の趣旨は何ですか。

（答）

疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合や、麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、一定の条件の下、90日以上譲渡がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としています。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すべきです。

参考資料紹介



AA 文字サイズ・背景色変更

🔊 音声読み上げ

🌐 Foreign language

🐦

📧

テーマから探す

目的から探す

組織から探す

Google 検索

検索

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [薬局、医薬品・医療機器](#) > 各種申請・届出等様式のダウンロード
[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [登録販売者・毒物劇物取扱者](#) > 各種申請・届出等様式のダウンロード

各種申請・届出等様式のダウンロード

更新日: 2022年3月25日更新

業務課が所管する申請・届出の様式や添付書類に関する情報をご案内します。

掲載されていない様式については、各担当係へお問い合わせください。

1. 薬局（認定薬局）・店舗販売業・卸売販売業・再生医療等製品販売業関係
2. 配剤販売業関係
3. 登録販売者・販売従事登録関係
4. 薬剤師免許関係
5. 薬局製造販売医薬品製造販売・製造業関係
6. 医療機器販売・貸与業関係
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品・製造販売・製造業関係
8. 医療機器製造販売・製造業関係
9. 医療機器修理業関係
10. 毒物劇物関係
11. 麻薬取扱者関係
12. 麻薬小売業者間譲渡許可関係

情報が見つからない時は

このページを見た人は
このページも見ています

[各種申請・届出様式](#)

[申請書・届出書（公売を除く）のダウンロード](#)

[医療関係の各種様式について](#)

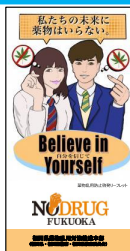
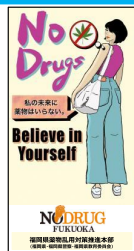
[麻薬取扱者関係の各種手続き案内](#)

[建設業許可の手引き、申請書類などはこちら](#)

本日御紹介したお手続きの様式は、福岡県庁のWEBサイトから確認、ダウンロードできます。

薬物乱用防止対策(啓発)について

リーフレット



- 正しい知識の伝達や依存症者への差別の助長防止などに配慮してR3・R4年度にリニューアル

薬物乱用防止教室



- 小、中、高等学校における薬物乱用防止教室の実施

資料制作

- 県警、県教育庁と連携して、大麻の健康影響、誘いへの対処法を理解する中学生向け動画(2種)をR4.12に制作
- 中学生と専門家によるトーク番組風動画
- 県内の中学校へ配付し、薬物乱用防止教室で活用

オンライン啓発

啓発動画



- 県警と連携して若年層に大麻の誘いに対する対処法を伝える動画を制作
- クリエイターを起用したゲーム風実写動画
- 県WEBサイトやYouTube上でR4.1から公開

啓発サイト



- 若年層への啓発を目的として平成27年度に開設

きみはどう対処する？



- 大麻の誘いへの断り方を学びきっかけとなることを期待して動画・ポスターを制作
- 15秒のリリックビデオ風アニメーション
- YouTubeやTikTok広告上でR5.11から公開

その他

講演会



- 夜回り先生こと水谷氏による講演を久留米大学で実施(R7.12.8)

- その他、大学新入生向けに、大麻乱用防止リーフレットを各大学へ配布
- 大麻乱用防止啓発ポスターのコンビニ等での掲示
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

リーフレット

従来と異なり、表紙は恐ろしさではなく、手に取りやすさを重視



薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの大切な人たちに計り知れない悪影響をもたらします。

薬物乱用とは？

薬物乱用とは、決められたルールを守らないで、薬物を使うことです。覚醒剤などの違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、医薬品であっても病気を治す治療薬本来の目的以外で使えば乱用です。

一度だけなら大丈夫なの？

1回だけのつもりでも、繰り返し使用するようになり、薬物依存症に陥る危険性があります。最初の1回を使わないことが何より大切です。

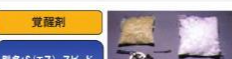


薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の「依存性」と「耐性」

依存性：繰り返し使わずにはいられなくなってしまうこと。

耐性：使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効果がうすれていくこと。

乱用される薬物の種類とその心身への影響



- 別名：S(エス)、スピード、アイス、シャブ
- 依存性が高い
- 幻覚・妄想
- 高血圧
- 静脈に炎症を起こす
- 強い疲労感や倦怠感、脱力感
- フラッシュバックを起こす



別名：野麻、ハンプ、マリファナ、グラス・マスコ、ケヤ、ジョイン

- 大麻の乱用による短期的影響
- 知覚の変化
- 学習能力の低下
- 運動失調
- 時間や空間の感覚がゆがむ
- 短期記憶が妨げられる
- 瞬時の反応が遅れる
- 大麻の乱用による長期的影響
- 精神障害
- IQ(知能指数)の低下
- 薬物依存
- 統合失調症やうつ病を発症しやすくなる
- 短期・長期記憶や情報処理速度が下がる
- 大麻への欲求が抑えられなくなる



- 別名：アンパン
- 記憶力の低下、幻覚、妄想、認知障害
- 視力の低下・失明
- 歯がぼろぼろになる
- 肝臓障害
- 手足のふるえ、しびれ、麻痺



- 別名：エクスタシー、パン、タマ
- 知覚の変化
- 幻覚
- 記憶障害
- 腎臓、肝臓障害
- 多量摂取すると高体温になり死に至る



- 合法ハーブ等として販売されている
- 健康被害を起こしたり、死亡した事例だけでなく交通事故等でも他人を巻き込む事例が多数報告されている
- 平成26年の法改正により指定薬物に指定され、「危険ドラッグ」の所持、使用、購入、譲り受けが禁止されるなど規制が強化され、販売店舗は激減
- しかし、インターネットなどで今なお販売されている



- 市販薬や医師から処方された薬(処方薬)は、用法・用量を守って正しく使用しないと副作用のリスクが高まる
- 落ち込みや不安を紛らわせるためなど、本来の目的以外で市販薬・処方薬を使用することは乱用であり、やめたくてもやめられなくなる依存に陥るおそれがある
- 悩みがある時は市販薬・処方薬の乱用に頼るのではなく信頼できる大人や相談機関に相談することが大切

市販薬・処方薬の内容を追加
(近年、10代の乱用が懸念されている)

薬物乱用防止教室などでリーフレットの提供を御希望の場合は電話 092-643-3287 又は 下記メールアドレスまで御連絡ください。

連絡先メールアドレス：no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp

①送付先(郵便番号、住所及び氏名)、②連絡先(TEL)、③使用目的、④必要部数を記載してください。



薬物乱用についてのご相談等は
お気軽にご来所ください

1 薬物の乱用防止啓発・相談窓口
福岡県青少年保護課 TEL: 092-643-3287
fuku-no-drugs.jp/fuku_ikusa_ikyo
又は福岡市青少年相談センター（福岡市）事務局

2 薬物検査の相談
福岡県精神保健センター TEL: 092-582-7500
北九州市立精神保健センター TEL: 093-522-8729
福岡市立精神保健センター TEL: 092-737-8829
（北九・福岡10:00~13:00）
県庁の生涯相談課①福岡県 各庁舎 専門医療相談②（検査）

3 薬物110番
福岡県警察本部生活安全部薬物対策課
TEL: 092-641-4444 又は福岡市の警察署

4 厚生労働省（薬物対策専用電話）
九州厚生労働局健康課 TEL: 092-643-0999
九州厚生労働局健康課少年少女課 TEL: 093-591-3561

＝ 制作協力 ＝
福岡県警察本部生活安全部少年課

＝ 発行 ＝
福岡県保健医療介護推進課
TEL: 092-643-3287
FAX: 092-643-3305

<イマズ>
大黒 晃 合同会社 Kake Style/専相談士 代表

大麻使用のきっかけは？

近年、大麻の検挙捕獲者数が増加しています。
●大麻に関する実態調査結果（福岡県警）
福岡県内で大取捕縛法違反により検挙捕獲された少年の調査では、**きっかけは「誘われた」**の割合が高くなっています。

●薬物使用に誘われる全国住民調査
（国立精神・神経医療研究センター）
県内で実施している一般住民を対象とした全国調査を通して、**大麻使用の生涯経験者が増えていること、大麻使用に誘われる経験を持つ人が増加したとともに、大麻使用を容認する考えを持つ層も増加していることが判明しました。**

大麻は想像以上に身近に忍び寄ってきてしまうので、気をつけてください。

誘われたときの断るコツ！

▼ ハッキリ・キッパリ！

「ね、聞いて！
モヤモヤが苦手〜」

「俺は、そう言うの知らないよ」

▼ その場から離れる

「おねえ、おねえ、おねえ」
「みんなやってみよう」
「今日は帰るわ」

誰一人薬物に依存しなくていい社会を目指して

薬物に興味があるあなたへ

薬物に助けを求めないで
「助けが必要だからって、弱いわけじゃない」

周りの友達・仲間へ

だけ困っている人は「助けを」言えないから、周りに困っている友達や大人に悩まなくてもいい。困っている友達を、助ける大人の人と選んでみてほしい
「困っている人の方がよ〜。みんなには、それがわかる。」

子どもと関わる大人へ

そして、受け取るべき大人一人ひとりが受止めろの力を身につけよう。
誰かが誰かを助ける社会。
「つながり」CONNECTION/ハ

これが、薬物乱用防止で、最も有効な方法です。

薬物入口チェック

☐ 毎日楽しくない
☐ 誰もわかってくれない
☐ いいことがないに感じる
☐ 悲しいことが多い
☐ なんだか寂しい
☐ 自分から生まれてこないと感じた

4個以上当てはまるとは、要チェックです。

薬物から福岡県の大勢な子どもたち、みんなの心を守るために、必要なものは「強い心」ではあきません。
大切なのは、相談する勇気です。
みんなの心をとってやる大人がいます。



<相談機関>
福岡県警察本部生活安全部少年課
少年サポートセンター
・福岡少年サポートセンター TEL: 092-841-7830
・中野少年サポートセンター TEL: 092-588-7930
・北九州市少年サポートセンター TEL: 093-881-7830
・久留米少年サポートセンター TEL: 0942-30-7867
・佐賀少年サポートセンター TEL: 0948-21-3751
又は福岡市の警察署・少年課

福岡県大取捕縛法違反防止プログラム

大麻をやめなくて困っている人はいませんか？
大麻をやめるプログラムとして、福岡県では19歳以下の少年（性別問わず）を対象とした大取捕縛法乱用防止プログラム「グループA（F-C-A-N ちゃん）」を施行しました。

大取捕縛法乱用防止プログラム（実施機関：県立少年サポートセンター）では、大取捕縛法違反少年を抱える様々な課題について、F-C-A-N ちゃんを用いて一緒に向き合い、大取捕縛法乱用防止を支えます！



【相談先】
福岡県 保健医療介護推進課
薬務課相談係
電話：092-643-3287
下記の各窓口にも、相談フォームを準備しています。
<https://www.no-drugs-fukuoka.jp/>

福岡県大取捕縛法違反防止プログラム

福岡県 薬務課



県警少年課と連携
して作成

誘われたら薬物を使ってしまいそうな少年、既に薬物を使っている少年を想定した内容としています。

単に薬物の危険性を伝えるだけではなく、何らかの生きづらさや孤独を抱える少年に寄り添う内容としました。

大麻乱用防止教育用動画

少年の大麻事犯の増加

福岡県の大麻事犯検挙者の年次推移

年度	全体(人)	少年(人)
平成28年	87	5
平成29年	65	3
平成30年	129	10
平成31年	155	4
令和2年	186	17
令和3年	202	25
令和4年	278	45
令和5年	328	62
令和6年	398	85
令和7年	349	58

中学校卒業後の有職・無職少年が8割

誤った情報の流布

インターネット、SNSで有害性を否定する誤った情報が流布されている

●●●● @ndFkok5
 大麻使っても別に依存性ないし。タバコとか酒がokだから大麻もok

●●●● @ThCCbd4
 THC 海外とかふつうにその辺で大麻やってるよ。こんなに厳しいのは日本だけ。

誘われて使用

有害性の認識

動機

(福岡県警察本部少年課「令和3年 大麻を使用した少年に対する実態調査結果」)

みんなで考えよう!

大麻乱用防止教室

大麻の健康影響などの正しい知識 や 大麻の誘いへの対処法 を理解するための
「大麻乱用防止教育用動画」を2本制作（令和4年度）

大麻乱用防止教育用動画

みんなで考えよう！ 大麻乱用防止教室

現役中学生 × 薬物依存症・少年非行の専門家

短時間のトーク番組風

困った時の相談先を紹介

大麻による健康影響編（約14分）

- ・大麻乱用の実情、健康影響、困った時に相談することの大切さを学ぶ。
- ・大麻を使ったらどうなるのか？についてのクイズに挑戦！

➡ スポーツや学業など、中学生に身近な短期的影響に訴求し、子どもたちの薬物に対する健康影響への関心を引き付ける

大麻の誘いへの対処編（約18分）

- ・少年たちが大麻を使ってしまったきっかけ、誘いから身を守るコツを学ぶ。
- ・トークアプリや対面での誘いを断ることに挑戦！

➡ 仲間からの誘いで大麻を始める場合が多いことを共有しつつ、大麻に誘われる状況を模擬的に体験して誘いを断るスキルを身につける



DVD版



県内の中学校にDVDを配布
(令和4年12月)

インターネット版



YouTube や NO DRUG FUKUOKA で公開

福岡県大麻乱用防止サポート窓口

大麻の誘いを受けている少年 や 大麻使用経験がある少年 に対して、
薬物に頼らずに生きていくため の相談支援を行う窓口を設置(令和6年10月25日)

福岡県大麻乱用防止サポート窓口



薬物乱用防止教室等で、大麻について相談できる窓口があることをお伝えください！！

【特徴】

- ・ 大麻に関して困っている若者に特化
- ・ LINEを使って匿名で気軽に相談可能
- ・ 心理の専門家による大麻をやめるための支援(カウンセリング)などにも対応



← 福岡県大麻乱用防止サポート窓口の二次元コードはこちら

URL: <https://www.no-drugs-fukuoka.jp/oomado/>

ご清聴、ありがとうございました